

令和5年6月20日

回 答 書

入間市 EV 活用再生可能エネルギーマネジメント

事業提案事業者 各位

入 間 市 長

(担当課:エコ・クリーン政策課)

質問書にて照会のあった件について、次のとおり回答します。

質問文書名	頁	質問	回答
プロポーザル実施 要領	4	5 参加方法(2)提出書類オ 代表者変更に伴い登記は完了し ているが税務署の変更依頼を行 っている状況で納税証明書(税 務署様式その3の3)が参加表明 提出期限に間に合わない場合 は、仮の提出書類として前代表 者名で提出し、書類が届き次第 差し替えを行うことは容認してい ただけるか。	社会通念上致し方ないことで あるため、認めます。
仕様書	3	5 事業内容(2)駐車場整備 導入を予定する施設においてE Vシェアリングのステーション位 置など指定はあるか。	特段指定はありません。 本プロポーザル参加業者様 の自由提案とします。
仕様書	3	5 事業内容(3)再生可能エネル ギー導入・マネジメント 太陽光発電設備及びそれらに付 随する設備の設置場所等指定	特段指定はありません。 本プロポーザル参加業者様 の自由提案とします。

<p>仕様書</p>	<p>5</p>	<p>はあるか。</p> <p>5 事業内容(4)その他② 国の補助金を使用する際に共同申請及び提出に必要な書類がある際は協力いただけるか。</p>	<p>具体的な協力依頼事項を確認の上、適宜対応いたします。</p>
<p>仕様書</p>	<p>5</p>	<p>6 事業期間 EV及びその他設備が既に予定されている事業期間内に導入が難しい場合、令和5年度内で導入できる最も早い期間で提案しても良いか。 また、納期がメーカー事情で間に合わない場合もやむを得ない場合としていただけるか。</p>	<p>事業開始時期については、社会通念上止むを得ない場合、年度内で変更を認めます。提案の時点で、期日内の実施が難しい場合には、理由と共に実現可能な期間で提案してください。</p> <p>また、メーカー事情で間に合わない場合は、代替手段について十分検討した上で他に方法がない場合に限り、止むを得ないものと認めます。</p>
<p>仕様書</p>	<p>5</p>	<p>7 条件等(2)現地調査 現地調査を行えるタイミングはいつか。またその際に図面の提供はいただけるか。</p>	<p>本プロポーザルの参加表明書提出期間が経過した6月26日(月)から企画提案書等提出期限である7月3日(月)の正午までの間で現地調査及び図面の提供を可とします。</p> <p>ただし、現地調査及び図面提供の具体的な日程について</p>

【様式第 6 号】

			<p>は、市の業務により、ご希望に添えない場合があります。</p>
--	--	--	-----------------------------------